

インド第 2 改正特許規則（2020）の施行について

2020 年 11 月 9 日
JETRO ニューデリー

2020 年 11 月 4 日、インド商工省産業・国内取引促進局(DPIIT)は、第 2 改正特許規則（2020）¹を公表し、同日付で施行した。本改正特許規則は、2019 年 10 月 18 日付で公表された特許規則第 2 改正案（2019）²に基づくものである。

（改正の概要）

1. 出願がスタートアップおよび小規模団体(small entity)へ移転される場合の手数料の取り決めに関する変更（特許規則 7 (3) (3A) (3B) および第 1 附則）
従来の規則では、スタートアップと小規模団体とに関して別々の規定が設けられていたが（旧規則 7 (3A)(3B)）、それらが一元化された。
2. スタートアップの早期審査申請において問題とされない事項に関して、主体がスタートアップに加えて小規模団体が追加されたことによる内容の調整(特許規則 24C (5))
従来の規則では、「スタートアップにより提出された早期審査請求は、その後にスタートアップの定義から外れたという理由のみでは問題とされない」旨が規定されていたが（旧規則 24C (5)）、その規定に「小規模団体」も追加された。

変更された手数料額などの詳細については、リンク先の原本をご参照ください。

以上

¹ http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Patents_2nd_Amendment_Rules_2020.pdf

² https://dipp.gov.in/sites/default/files/draft_PatentRules_2003_23October2019.pdf